

**令和7年度野田村一般会計歳入歳出決算において引上げ分の地方消費税交付金
（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和7年度野田村一般会計歳入歳出決算における引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、以下のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 61,874 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,132,992 千円

※社会保障4経費とは、いわゆる「年金・医療・介護・子育て」に係る経費を指します。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		歳出 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	村 債	その他	地方消費税 交付金（社会 保障財源 化分）	その他
社会福祉	社会福祉・障害者福祉事業	375,397	144,041	0	20,843	3,037	207,476
	高齢者福祉事業	26,399	2,205	0	5,047	0	19,147
	児童福祉事業	342,747	254,876	0	1,853	26,265	59,753
	母子福祉事業	20,430	4,371	0	20	10,637	5,402
	小 計	764,973	405,493	0	27,763	39,939	291,778
社会保険	国民健康保険事業	44,247	17,546	0	0	18,281	8,420
	介護保険事業	114,976	0	0	32,344	2,033	80,599
	後期高齢者医療事業	74,442	14,458	0	0	0	59,984
	国民年金事業	86	86	0	0	0	0
	小 計	233,751	32,090	0	32,344	20,314	149,003
保健衛生	保健衛生事業	91,510	1,888	700	2,154	1,621	85,147
	予防対策事業	20,343	0	0	25	0	20,318
	高齢者保健事業	22,225	1,090	0	681	0	20,454
	精神保健事業	190	83	0	0	0	107
	小 計	134,268	3,061	700	2,860	1,621	126,026
合 計		1,132,992	440,644	700	62,967	61,874	566,807

※国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業は、それぞれ特別会計への繰出金や広域連合への負担金を計上しています。